

教職員と児童等（保護者・家族を含む）との連絡手段に関わる校内規定

苫小牧市立明野小学校

1 目的

この規定は、本校における教職員と児童・保護者・児童の家族（以下「児童等」という）との連絡手段に関わる管理運営について、必要な事項を以下に定め活用の指針とする。

2 連絡手段に関わる基本的な考え方

学校や教職員が、児童等から電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という）を取得することは、個人情報入手することに他ならないが、児童等に対して授業、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うに当たり、電話番号等を活用することには、一定の有効性や利便性が認められることから、その利用や管理に関するルールを厳守し、信用失墜行為のないようコンプライアンスに努めなければならない。

3 電話番号等の取得等に関する規定

教職員が自己の判断で個人的に児童等から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず校長の許可を得ることとする。また、教職員が児童等に対して自己の電話番号等を提供する際も、校務運営上必要な場合に限り、必ず校長の許可を得ることとする。

4 取得や提供する情報に関する規定

- (1) 児童等と取得や提供する情報の種類は、以下のものに限る。
 - ・ 電話番号（含む携帯電話）、電子メールアドレス、通話アプリケーション ID 等
- (2) 上記情報を取得する対象となる児童等の範囲は、以下のものに限る。
 - ・ 担任する学級の児童、その保護者と家族
- (3) 取得した情報については、用務が終了次第、削除・破棄するものとする。

5 電話番号等の利用に関する規定

- (1) 教職員と児童等との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS 等（以下「メールやライン等」という）による私的な連絡等を行わないこととし、教職員と児童等との連絡内容の範囲は、授業や生徒指導上必要な内容、安全上の緊急連絡に限る。
- (2) 児童等から、メールやライン等を利用して、個人的（私的）な悩みなどについて相談があった場合、メールやライン等での相談は行わず、直接面談等を行い、相談内容や児童等の実態に応じた対応を心掛ける。また、その際には、児童等のプライバシーにも十分配慮するとともに、密室での対応を避け、管理職や教務主任への報告を行うこと。

付則 この規定は令和 6 年 7 月 26 日から施行する。